

社会福祉法人人間福祉会
特別養護老人ホームおおぎ（ユニット型個室）
指定介護老人福祉施設運営規程

【事業の目的】

第1条 この規程は、社会福祉法人人間福祉会が開設する指定介護老人福祉施設「おおぎ」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 従事者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3. 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

【施設の名称等】

第3条 施設の名称、所在地、定員は、次のとおりとする。

- 一、名 称 特別養護老人ホームおおぎ
- 二、所在地 入間市東町4丁目1番地77
- 三、定 員 70人
- 四、ユニット数、ユニット定員
7ユニット、ユニット型定員10人

【施設の職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名
管理者は施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、医師 2名以上

医師は、入居者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

三、生活相談員 1名以上

生活相談員は、入居者及びの家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

四、看護職員 2名以上

看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

五、介護職員 29名以上

介護職員は、入居者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

六、管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、給食の献立の作成、入居者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七、機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

八、運転手 1名以上

運転手は、入居者の送迎を行う。

九、介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

【指定介護老人福祉施設サービスの内容】

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

一、入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

二、サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア、常に入居者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

イ、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ、入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

※緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

オ、衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ、入居者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
キ、栄養、入居者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク、退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

【施設サービス計画の作成】

第6条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至までの入居者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2. 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

【利用料その他の費用の額】

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額とする。

2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一、居住費 1日2,066円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。

二、食費 1日1,700円 (朝食430円 昼食750円 夕食520円)

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。

三、入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

四、理美容代 実費

五、その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第8条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

一、共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二、火気の取り扱いに注意すること。

三、けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四、その他管理上必要な指示に従うこと。

【緊急時等における対応方法】

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

協力医療・歯科医療機関は下記の通りである。

*医療法人あんず会 杏クリニック	TEL04-2937-7053
*医療法人財団石心会 狭山病院	TEL04-2969-6077
*医療法人東明会 原田病院	TEL04-2962-1251
*医療法人耕新会 いながき歯科クリニック	TEL04-2968-9911

【非常災害対策】

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に次の事業を実施する。

1. 消化通報及び避難訓練(年2回)
2. 消防設備、施設等の点検整備
3. 従業員の火気の使用取り扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

【虐待防止に関する事項】

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための指針を整備する。
- 三、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

【衛生管理及び介護老人福祉施設従業者等の健康管理】

第12条 事業所は介護老人福祉施設に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 事業所は介護老人福祉施設従業者に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

【個人情報の保護】

第13条 事業所は、個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ利用

者又はその代理人の了解を得るものとする。

【秘密保持】

第 14 条 介護老人福祉施設従業者は、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、介護老人福祉施設の従業者であった者に、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、介護老人福祉施設従業者との契約の内容とする。

【苦情処理】

第 15 条 管理者は、提供した介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者の家族に説明するものとする。

【事故発生時の対応】

第 16 条 事業所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事業者はサービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のため、損害保険に加入する。

【業務継続計画の策定等】

第 17 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 施設は定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【その他運営に関する重要事項】

第 18 条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一、採用時研修 採用 1 ヶ月以内
- 二、継続研修 年 3 回以上
2. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人人間福祉会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 7月 1日から施行する

令和 6年 8月 1日一部改正施工する

令和 6年 12月 1日一部改正施工する

社会福祉法人入間福祉会
特別養護老人ホームおおぎ（従来型多床室）
指定介護老人福祉施設運営規程

【事業の目的】

第1条 この規程は、社会福祉法人入間福祉会が開設する指定介護老人福祉施設「おおぎ」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入居者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 従事者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3. 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【施設の名称等】

第3条 施設の名称、所在地、定員は、次のとおりとする。

- 一、名 称 特別養護老人ホームおおぎ
- 二、所在地 入間市東町4丁目1番地77
- 三、定 員 30人

【施設の職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名
管理者は施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、医師 2名以上
医師は、入居者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 三、生活相談員 1名以上
生活相談員は、入居者及びの家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四、看護職員 1名以上

看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

五、介護職員 14名以上

介護職員は、入居者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

六、管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七、機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

八、運転手 1名以上

運転手は、入居者の送迎を行う。

九、介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

【指定介護老人福祉施設サービスの内容】

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

一、入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

二、サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア、常に入居者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ、入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

※緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

オ、衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ、入居者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ、栄養、入居者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク、退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

【施設サービス計画の作成】

第6条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、

サービス提供の開始前から終了後に至までの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2. 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

【利用料その他の費用の額】

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一、居住費 1日915円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。

二、食費 1日1,700円 (朝食430円 昼食750円 夕食520円)

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。

三、入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

四、理美容代 実費

五、その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第8条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一、共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二、火気の取り扱いに注意すること。
- 三、けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四、その他管理上必要な指示に従うこと。

【緊急時等における対応方法】

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

協力医療・歯科医療機関は下記の通りである。

*医療法人あんず会 杏クリニック	TEL04-2937-7053
*医療法人財団石心会 狭山病院	TEL04-2969-6077
*医療法人東明会 原田病院	TEL04-2962-1251
*医療法人耕新会 いながき歯科クリニック	TEL04-2968-9911

【非常災害対策】

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に次の事業を実施する。

1. 消化通報及び避難訓練(年2回)
2. 消防設備、施設等の点検整備
3. 従業員の火気の使用取り扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

【虐待防止に関する事項】

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための指針を整備する。
- 三、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

【衛生管理及び介護老人福祉施設従業員等の健康管理】

第12条 事業所は介護老人福祉施設に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 事業所は介護老人福祉施設従業員に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

【個人情報の保護】

第13条 事業所は、個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【秘密保持】

第14条 介護老人福祉施設従業員は、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、介護老人福祉施設の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、介護老人福祉施設従業員との契約の内容とする。

【苦情処理】

第 15 条 管理者は、提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者の家族に説明するものとする。

【事故発生時の対応】

第 16 条 事業所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事業者はサービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3. 事業所は、前項の損害賠償のため、損害保険に加入する。

【業務継続計画の策定等】

第 17 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【その他運営に関する重要事項】

第 18 条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一、採用時研修 採用 1 ヶ月以内

二、継続研修 年 3 回以上

2. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。

3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人人間福社会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する

令和 6 年 8 月 1 日に一部改正施工する

令和 6 年 12 月 1 日に一部改正施工する